

第3期中部上北最終処分場整備事業環境影響評価準備書に対する 環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事後措置等

環境監視及び事後調査を適切に実施し、対象事業実施区域及びその周辺における自然環境並びに生活環境に対する影響を回避又は極力低減すること。また、調査結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を実施すること。これら措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、それまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(3) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また事業の透明性を高めるために、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2. 各論

(1) 動物

コウモリ類について、対象事業実施区域内においてヒナコウモリ科が確認されていることから、調査方法及び結果について専門家から十分意見を聴いた上で、評価結果の妥当性を確認すること。

(2) 植物

ミチノクホタルイの移植に当たり、移植先の適地の選定、その時期や具体的な手法等の検討においては、専門家の意見を聴き、慎重に行うこと。また、移植先の環境調査を十分に行うこと。